# 議案第21号

佐野市介護保険条例の改正について

佐野市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和6年2月22日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市介護保険条例の一部を改正する条例

佐野市介護保険条例(平成17年佐野市条例第152号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から 令和8年度まで」に改め、同項第1号中「31,500円」を「34,000 円」に改め、同項第2号中「45,600円」を「49,000円」に改め、 同項第3号中「49,100円」を「49,000円」に改め、同項第4号中 「63,100円」を「67,300円」に改め、同項第5号中「70,20 0円」を「74,800円」に改め、同項第6号中「87,700円」を「9 3,500円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は 第12号イ」に改め、同項第7号中「94,700円」を「101,000 円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号 イ」に改め、同項第8号中「115,800円」を「123,400円」に改 め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、 同項第9号中「126,300円」を「134,600円」に改め、同号イ中 「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10 号中「133,300円」を「142,100円」に改め、同号イ中「又は次 号イ」を「、次号イ又は第12号イ」に改め、同項第11号中「143,9 00円」を「157,100円」に改め、同号イ中「部分を除く。)」の次 に「又は次号イ」を加え、同項第12号中「154,400円」を「194, 500円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号 を加える。

- (12) 次のいずれかに該当する者 179,500円
  - ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しないもの
  - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の

区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第5条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万1,000円」を「2万1,300円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万1,000円」を「2万1,300円」に、「3万5,100円」を「3万6,200円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万1,000円」を「2万1,300円」に、「4万5,600円」を「4万8,600円」に改める。

第7条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」 に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条の規定は、令和6年度分の保険料から適 用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 理 由

介護保険の保険料率の改定及び介護保険法施行令の改正に伴い所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

## 議案第21号参考資料

## 佐野市介護保険条例の改正案 新旧対照表

(保険料率)

行

#### (保険料率)

第5条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる 第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区 分に応じ、当該各号に定める額とする。

現

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項 第1号に掲げる者 31,500円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 45,600円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 49,100円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 63,100円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 70,200円
- (6) 次のいずれかに該当する者 87,700円

### ア(略

- イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)
- (7) 次のいずれかに該当する者 94,700円

### ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額 を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号 イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該

第5条 <u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる 第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区 分に応じ、当該各号に定める額とする。

TF.

案

改

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項 第1号に掲げる者 34,000円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 49,000円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 49,000円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 67,300円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 74,800円
- (6) 次のいずれかに該当する者 93,500円

### ア (略

- イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
- (7) 次のいずれかに該当する者 101,000円

#### ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額 を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号 イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第 当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 115,800円

ア (略)

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 126,300円

ア (略)

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額 を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号 イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 133,300円

ア (略

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額 を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号 イ ((1)に係る部分を除く。) 又は次号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 143,900円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額 を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号 イ ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。) 12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 123,400円

ア (略)

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 134,600円

ア(略)

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 142,100円

ア (略

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額 を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号 イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 157,100円

ア(略

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額 を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号 イ ((1)に係る部分を除く。) 又は次号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 179,500円
  - ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該

#### (12) 前各号のいずれにも該当しない者 154,400円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万1,000</u> 円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額武課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「251,000円」とあるのは、「355,100円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課 に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率について準用する。こ の場合において、第2項中「2万1,000円」とあるのは、「4万5,600円」と読み替えるものとする。

(第1号被保険者の資格取得、喪失等における保険料)

## 第7条 (略)

### 2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月

#### 当しないもの

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額 を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号 イ ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)
- (13) 前各号のいずれにも該当しない者 194,500円
- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額武課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万1,300</u>円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試課に 係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率について準用する。この 場合において、前項中「<u>2万1,300円</u>」とあるのは、「<u>3万6,200円</u>」と読み替えるもの とする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試課 に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「251,300円」とあるのは、「458,600円」と読み替えるものとする。

(第1号被保険者の資格取得、喪失等における保険料)

# 第7条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から

割により算定した保険料の額の合算額とする。	第13号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とす
	る。
4 (略)	4 (略)